

2 概況

平成27年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

事項 (平均)		区分	総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回		8.2(月)	6.4(月)	10.2(月)	(注) 図表41参照
	受理～終局		9.2(月)	7.4(月)	11.2(月)	
平均実審理期間			9.4(日)	6.2(日)	13.0(日)	(注) 図表42参照
平均開廷回数			4.7(回)	3.8(回)	5.6(回)	(注) 図表44参照
平均公判前整理手続期間			7.4(月)	5.8(月)	9.1(月)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続期日回数			5.7(回)	4.4(回)	7.3(回)	(注) 図表33参照
平均評議時間			719.6(分)	541.9(分)	917.7(分)	(注) 図表66参照
平均取調べ証拠数			25.1(個)	21.4(個)	29.2(個)	(注) 図表46参照
平均取調べ証人数			3.0(人)	2.0(人)	4.2(人)	(注) 図表47参照
平均証人尋問時間			214.8(分)	109.7(分)	322.1(分)	(注) 図表49参照
平均被告人質問時間			174.5(分)	147.2(分)	204.6(分)	(注) 図表51参照
平均開廷時間			617.3(分)	424.4(分)	830.0(分)	(注) 図表55参照

(注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

3 審理

(1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、全ての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員は、平成27年中に終局した事件においては2人であった。

図表30 合議体の構成別の判決人員(罪名別)

(裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

図表31 合議体の構成別の判決人員(実審理期間別)

(裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

図表3-2 罪名別の除外決定がされた判決人員

	法3条1項	法3条の2第1項
総数	2	-
麻薬特例法違反	2	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による
実人員である。

2 法3条の2第1項の数値は、改正裁判員法施行日である
平成27年12月12日以降の数値を計上している。

(2) 公判前整理手続

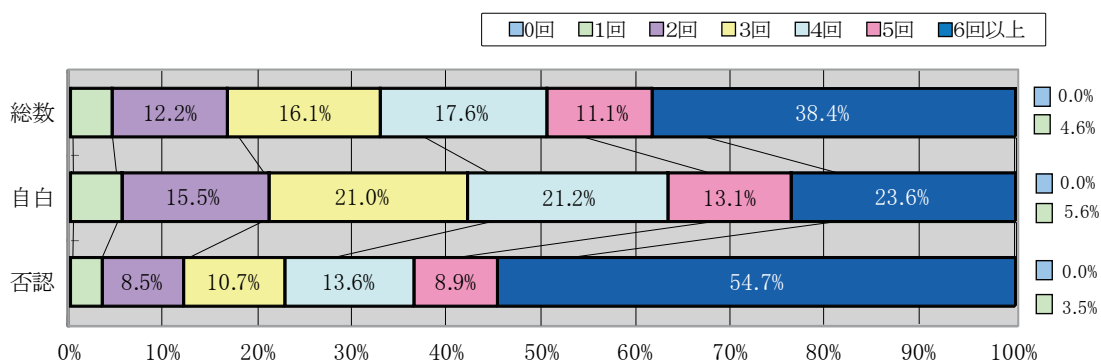
公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表33のとおりである。同表には、平成18年から平成20年までの間に公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件における自白・否認別の公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況のデータを参考添付した。

なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 1,155	-	(4.6) 53	(12.2) 141	(16.1) 186	(17.6) 203	(11.1) 128	(38.4) 444	5.7
自白	(100.0) 605	-	(5.6) 34	(15.5) 94	(21.0) 127	(21.2) 128	(13.1) 79	(23.6) 143	4.4
否認	(100.0) 550	-	(3.5) 19	(8.5) 47	(10.7) 59	(13.6) 75	(8.9) 49	(54.7) 301	7.3

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 () は判決人員に対する割合 (%) である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員法施行前の地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した裁判員裁判対象罪名の事件の公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数(自白否認別) (平成18年～20年累計)

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,080	94	1,160	853	437	248	135	153	2.3
自白	1,783	84	890	511	180	68	32	18	1.7
否認	1,297	10	270	342	257	180	103	135	3.1

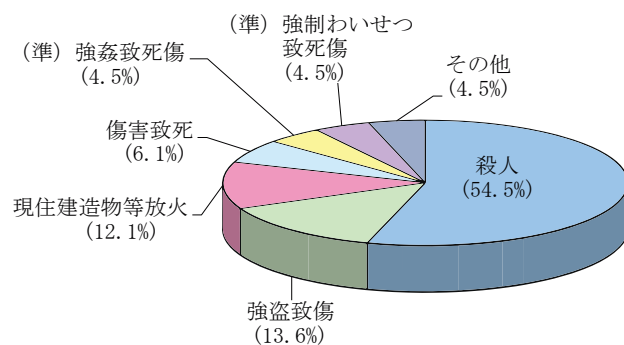
- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「判決人員」は、有罪人員と無罪人員の合計である。

図表3-4 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	1,165	(5.7) 66
殺人	290	(12.4) 36
強盗致傷	229	(3.9) 9
現住建造物等放火	110	(7.3) 8
傷害致死	118	(3.4) 4
(準)強姦致死傷	82	(3.7) 3
(準)強制わいせつ致死傷	97	(3.1) 3
傷害	7	(28.6) 2
強盗致死(強盗殺人)	18	(5.6) 1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 () は判決人員に対する割合 (%) である。

第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った人員の罪名別の割合



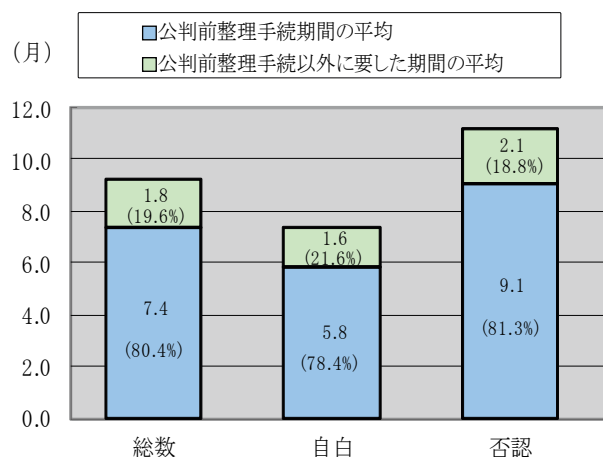
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表35ないし図表39のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表35には、平成18年から平成20年までの間の公判前整理手続に付された地裁第一審事件、裁判員裁判対象罪名の事件及び法定合議事件全体の各データを参考添付した。

図表35 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	9.2	7.4 (80.4)	1.8 (19.6)
自白	7.4	5.8 (78.4)	1.6 (21.6)
否認	11.2	9.1 (81.3)	2.1 (18.8)



- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
2 () は平均審理期間に対する割合 (%) である。

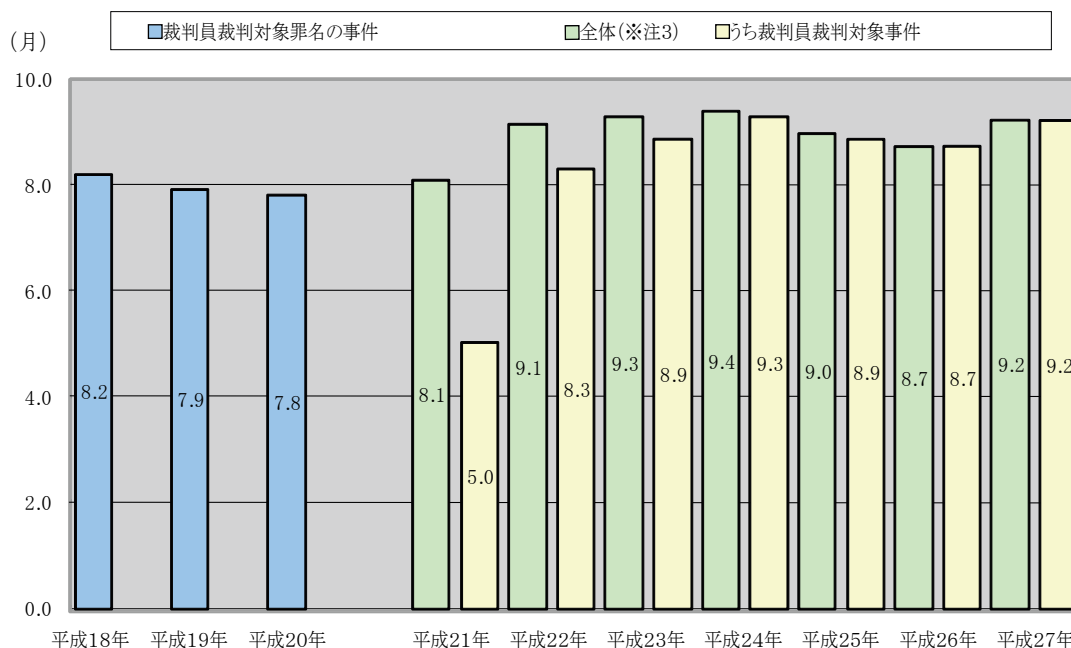
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における公判前整理手続を実施した終局事件の自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間並びに法定合議事件全体の自白否認別の平均審理期間（平成18年～20年累計）

	公判前整理手続に付された通常第一審事件全体			うち裁判員裁判対象罪名の事件			法定合議事件全体
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)
総数	6.8	(44.1) 3.0	(55.9) 3.8	6.6	(43.9) 2.9	(56.1) 3.7	6.8
自白	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.3	(45.3) 2.4	(54.7) 2.9	5.2
否認	8.6	(43.0) 3.7	(57.0) 4.9	8.3	(44.6) 3.7	(55.4) 4.6	10.8

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。
 3 「法定合議事件全体」には、終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件を掲げた。
 4 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

(参考) 地裁刑事通常第一審事件における平均審理期間の推移



- (注) 1 公判前整理手続を実施していないものを含む。
 2 裁判員対象罪名の事件は、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。
 3 「全体」とは、裁判員裁判対象罪名の事件及び裁判員裁判対象事件の総数をいう。

図表36 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)	平均審理 期間(月)	うち公判前 整理手続 期間の平 均(月)	うち公判前 整理手続 以外に要 した期間 の平均 (月)
総数	9.2	(80.4) 7.4	(19.6) 1.8	7.4	(78.4) 5.8	(21.6) 1.6	11.2	(81.3) 9.1	(18.8) 2.1
殺人	10.5	(81.9) 8.6	(18.1) 1.9	7.3	(84.9) 6.2	(15.1) 1.1	13.1	(80.9) 10.6	(19.1) 2.5
強盗致傷	8.5	(78.8) 6.7	(21.2) 1.8	7.1	(80.3) 5.7	(19.7) 1.4	10.1	(79.2) 8.0	(20.8) 2.1
傷害致死	8.5	(80.0) 6.8	(20.0) 1.7	7.5	(81.3) 6.1	(18.7) 1.4	9.6	(80.2) 7.7	(19.8) 1.9
現住建造物等 放火	8.3	(80.7) 6.7	(19.3) 1.6	6.6	(78.8) 5.2	(21.2) 1.4	10.7	(82.2) 8.8	(17.8) 1.9
覚せい剤取締 法違反	9.2	(81.5) 7.5	(18.5) 1.7	6.9	(78.3) 5.4	(21.7) 1.5	10.6	(83.0) 8.8	(17.0) 1.8
(準)強制わい せつ致死傷	7.3	(80.8) 5.9	(19.2) 1.4	7.1	(77.5) 5.5	(22.5) 1.6	8.5	(85.9) 7.3	(14.1) 1.2
(準)強姦致死 傷	8.9	(78.7) 7.0	(21.3) 1.9	7.0	(85.7) 6.0	(14.3) 1.0	10.4	(76.0) 7.9	(24.0) 2.5
麻薬特例法違 反	12.9	(60.5) 7.8	(39.5) 5.1	12.6	(61.9) 7.8	(38.1) 4.8	14.4	(52.1) 7.5	(47.9) 6.9
危険運転致死	8.0	(83.8) 6.7	(16.3) 1.3	7.3	(78.1) 5.7	(21.9) 1.6	9.0	(90.0) 8.1	(10.0) 0.9
強盗致死(強盗 殺人)	14.0	(77.9) 10.9	(22.1) 3.1	6.4	(84.4) 5.4	(15.6) 1.0	18.8	(77.1) 14.5	(22.9) 4.3

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 ()は平均審理期間に対する割合(%)である。
 3 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。
 4 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷
 処罰法2条に規定する罪である。

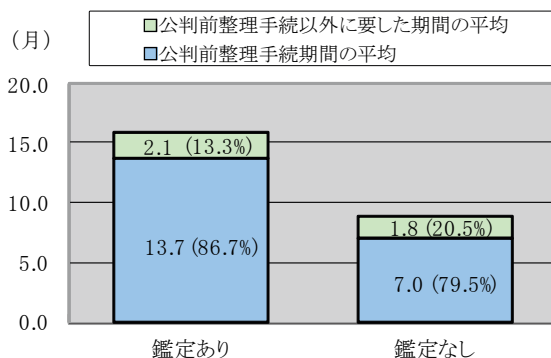
図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

	判決人員	公 判 前 整 理 手 続 期 間															平均公判前整理手続期間(月)	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	1,155	-	-	6	50	498	333	143	69	28	5	8	3	6	5	-	1	7.4
自白	605	-	-	4	43	351	146	43	12	5	-	-	1	-	-	-	-	5.8
否認	550	-	-	2	7	147	187	100	57	23	5	8	2	6	5	-	1	9.1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定(法50条)の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	公判前整理手続期間の平均(月)	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
鑑定あり	15.8	(86.7) 13.7	(13.3) 2.1
鑑定なし	8.8	(79.5) 7.0	(20.5) 1.8



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。
2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

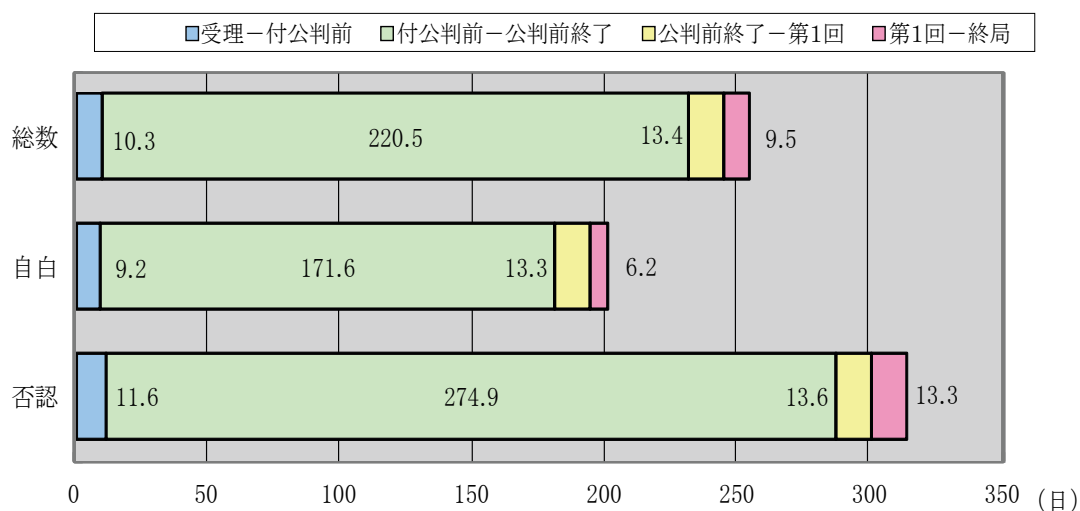
図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	平均審理期 間(月)	うち公判前整 理手続期間 の平均(月)	うち公判前整 理手続以外 に要した期間 の平均(月)
総数	1,182	9.2	(80.4) 7.4	(19.6) 1.8
2回以下	24	5.4	(79.6) 4.3	(20.4) 1.1
3回	389	6.3	(79.4) 5.0	(20.6) 1.3
4回	358	8.4	(81.0) 6.8	(19.0) 1.6
5回以上	411	12.9	(80.6) 10.4	(19.4) 2.5

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 () は平均審理期間に対する割合 (%) である。
 3 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、
 裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 刑事通常第一審事件票による。
 2 公判を開いた後に公判前整理手続等に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。
 3 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
 4 日数の平均によるため、図表35、36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、自白・否認別の実審理期間の平均及び分布状況である。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

	判決 人員	審 理 期 間							平均審理 期間(月)
		3月 以内	4月 以内	5月 以内	6月 以内	9月 以内	1年 以内	1年を 超える	
総数	1,182	7	65	140	177	406	201	186	9.2
自白	623	6	55	118	124	217	65	38	7.4
否認	559	1	10	22	53	189	136	148	11.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

	判決 人員	実 審 理 期 間									平均実審理 期間(日)
		2日	3日	4日	5日	10日 以内	20日 以内	30日 以内	40日 以内	40日を 超える	
総数	1,182	3	118	171	121	469	229	47	11	13	9.4
自白	623	3	114	137	85	236	41	7	-	-	6.2
否認	559	-	4	34	36	233	188	40	11	13	13.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。
 2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。
 3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。
 4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。
 5 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別、自白・否認別、第1回公判期日前の鑑定の有無別）は、図表4-3ないし図表4-5のとおりである（なお、取調べ証人数別の開廷回数分布状況については、図表5-6を参照。）。

図表4-3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7
殺人	290	2	74	99	50	28	10	27	5.3
強盗致傷	229	5	79	70	27	19	8	21	4.5
傷害致死	118	1	32	36	30	3	10	6	4.5
現住建造物等放火	110	5	40	40	13	7	5	-	3.9
覚せい剤取締法違反	106	2	33	35	17	9	1	9	4.5
(準)強制わいせつ致死傷	97	5	64	15	9	1	-	3	3.5
(準)強姦致死傷	82	1	31	29	11	1	4	5	4.4
麻薬特例法違反	31	1	6	3	4	5	3	9	6.3
危険運転致死	26	-	9	6	8	3	-	-	4.2
強盗致死(強盗殺人)	18	-	3	5	3	1	1	5	6.8
強盗強姦	16	-	6	5	4	-	1	-	4.1
集団(準)強姦致死傷	12	-	-	3	3	-	2	4	6.8
偽造通貨行使	7	1	4	-	-	2	-	-	3.7
傷害	7	-	2	1	1	1	-	2	5.9
保護責任者遺棄致死	6	-	1	1	-	4	-	-	5.2
通貨偽造	4	-	4	-	-	-	-	-	3.0
(準)強姦	4	-	-	2	2	-	-	-	4.5
銃刀法違反	4	1	-	2	1	-	-	-	3.8
逮捕監禁致死	3	-	-	-	-	-	-	3	9.3
強盗	3	-	1	-	-	-	2	-	5.7
非現住建造物等放火	2	-	-	2	-	-	-	-	4.0
激発物破裂	2	-	-	2	-	-	-	-	4.0
建造物等以外放火	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
保護責任者遺棄等	1	-	-	-	1	-	-	-	5.0
営利拐取等	1	-	-	-	-	-	1	-	7.0
爆発物取締罰則違反	1	-	-	1	-	-	-	-	4.0
麻薬取締法違反	1	-	-	-	1	-	-	-	5.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

図表4-4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7
自白	623	23	305	193	56	18	8	20	3.8
否認	559	1	84	165	129	66	40	74	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7
鑑定あり	66	-	5	19	20	7	5	10	6.4
鑑定なし	1,116	24	384	339	165	77	43	84	4.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

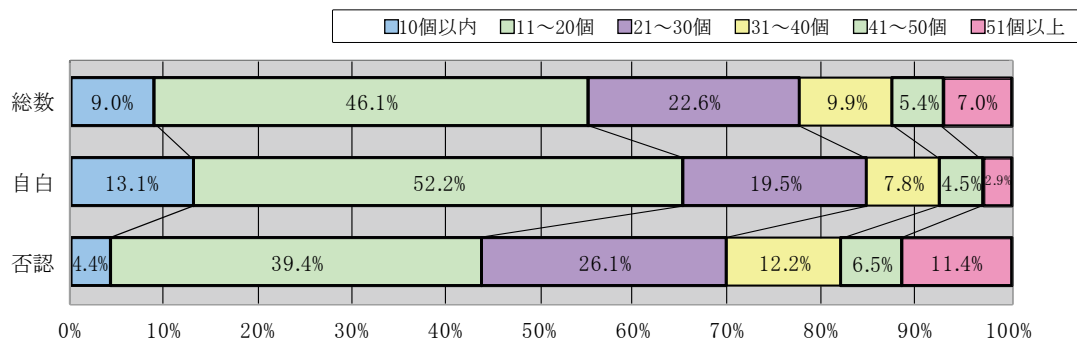
(4) 公判審理（証拠調べ）

取調べ証拠数，取調べ証人数，罪名別の取調べ証人数，自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間，被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると，図表46ないし図表51のとおりである（なお，平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については，図表57を参照。）。

図表46 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数 (個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,104	99	509	250	109	60	77	25.1
自白	579	76	302	113	45	26	17	21.4
否認	525	23	207	137	64	34	60	29.2

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり，概数である。
2 取調べ証拠数には証人を含む。

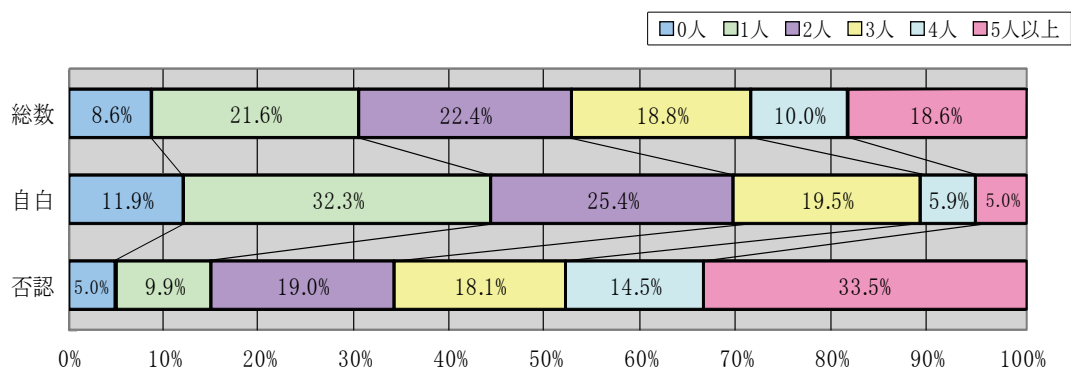


第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表47 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

	終 局 件 数							平均取調べ証人数 (人)
	総数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,104	95	239	247	208	110	205	3.0
自白	579	69	187	147	113	34	29	2.0
否認	525	26	52	100	95	76	176	4.2

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



図表48 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）

	終 局 件 数							平均取調べ証人数 (人)
	総数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,104	95	239	247	208	110	205	3.0
殺人	279	12	39	54	64	44	66	3.8
強盗致傷	207	14	43	55	39	20	36	2.9
現住建造物等放火	110	3	21	37	20	12	17	2.8
傷害致死	106	6	13	19	29	12	27	3.6
(準)強制わいせつ致死傷	97	13	46	19	13	2	4	1.8
覚せい剤取締法違反	94	29	25	15	4	6	15	2.1
(準)強姦致死傷	82	11	24	17	13	7	10	2.6
危険運転致死	26	-	3	5	6	2	10	4.1
麻薬特例法違反	25	5	8	8	4	-	-	1.4
強盗致死(強盗殺人)	16	1	4	4	1	-	6	4.6
強盗強姦	16	-	5	3	6	-	2	2.4
偽造通貨行使	6	-	4	1	-	-	1	1.8
傷害	6	-	1	2	-	-	3	3.8
集団(準)強姦致死傷	5	-	-	1	2	1	1	4.2
保護責任者遺棄致死	5	-	1	1	-	2	1	3.6
(準)強姦	4	-	-	2	1	-	1	3.0
銃刀法違反	4	1	-	1	1	1	-	2.3
通貨偽造	3	-	2	1	-	-	-	1.3
強盗	3	-	-	-	2	1	-	3.3
非現住建造物等放火	2	-	-	1	1	-	-	2.5
逮捕監禁致死	2	-	-	-	-	-	2	9.5
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	-	1	5.0
激発物破裂	1	-	-	-	1	-	-	3.0
保護責任者遺棄	1	-	-	-	-	-	1	5.0
営利拐取等	1	-	-	-	-	-	1	6.0
爆発物取締罰則違反	1	-	-	-	1	-	-	3.0
麻薬取締法違反	1	-	-	1	-	-	-	2.0

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

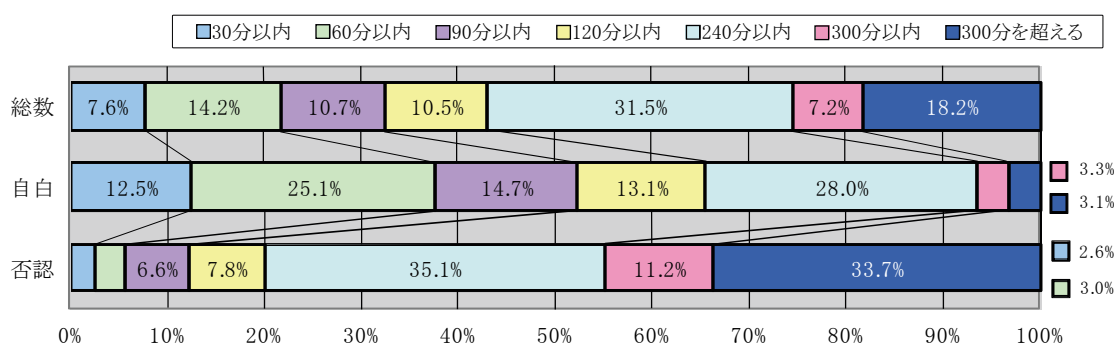
2 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人尋問時間							平均証人尋 問時間(分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,009	77	143	108	106	318	73	184	214.8
自白	510	64	128	75	67	143	17	16	109.7
否認	499	13	15	33	39	175	56	168	322.1

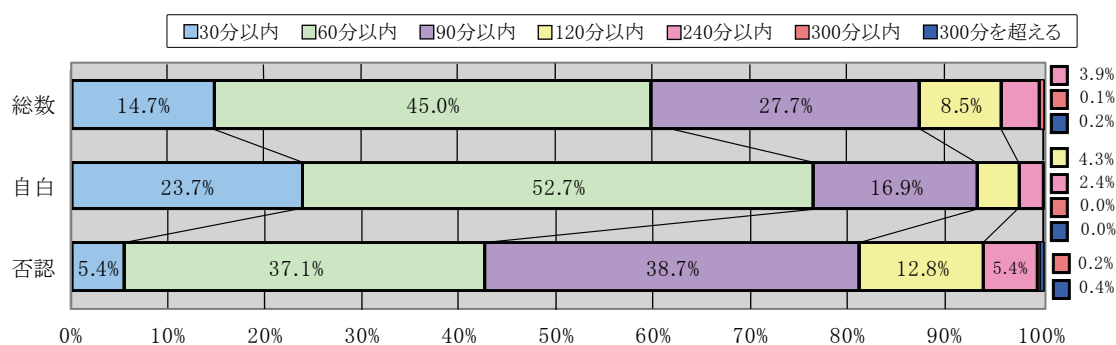
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表50 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局 件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当たりの平均証人 尋問時間 (分)
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	300分 以内	300分 を超える	
総数	1,009	148	454	279	86	39	1	2	59.5
自白	510	121	269	86	22	12	-	-	48.8
否認	499	27	185	193	64	27	1	2	70.5

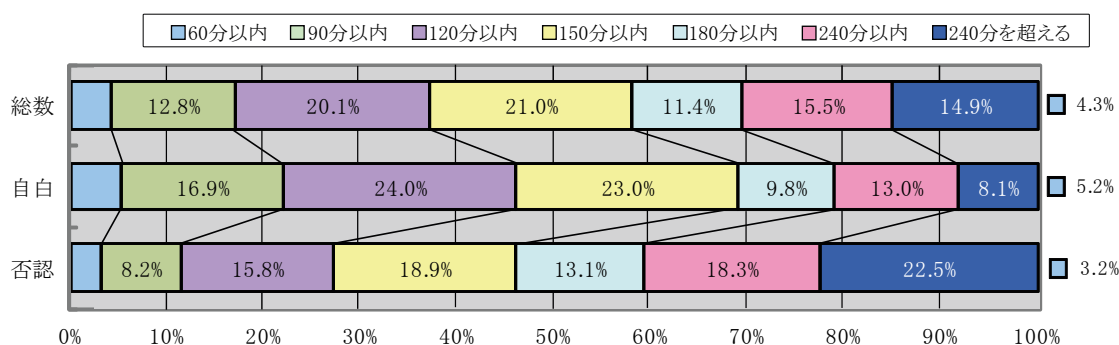
(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表5-1 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	1,104	47	141	222	232	126	171	165	174.5
自白	579	30	98	139	133	57	75	47	147.2
否認	525	17	43	83	99	69	96	118	204.6

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表5-2ないし図表5-4のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表5-7を参照。）。

図表5-2 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
総数	1,104	95	239	247	208	110	205	
開 廷 時 間	5時間以内	191	44	86	42	18	-	1
	6時間以内	130	19	45	41	20	4	1
	7時間以内	147	13	42	42	28	20	2
	8時間以内	105	5	19	36	26	12	7
	9時間以内	93	4	15	26	29	14	5
	10時間以内	65	1	11	12	24	6	11
	11時間以内	65	2	9	15	15	8	16
	12時間以内	46	1	3	10	14	9	9
	12時間を超える	262	6	9	23	34	37	153

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表5-3 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	証 人 尋 問 時 間						開廷時間に 占める証人 尋問時間の 割合(%)	
		30分 以内	60分 以内	90分 以内	120分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,009	77	143	108	106	318	257	33.5	
開 廷 時 間	5時間以内	147	49	55	26	15	2	-	20.0
	6時間以内	111	12	31	30	19	19	-	23.6
	7時間以内	134	10	25	20	26	53	-	26.5
	8時間以内	100	2	12	10	18	55	3	30.0
	9時間以内	89	1	9	6	11	53	9	29.9
	10時間以内	64	1	4	5	7	33	14	31.4
	11時間以内	63	1	5	3	4	35	15	30.3
	12時間以内	45	-	1	2	-	26	16	32.5
12時間を超える	256	1	1	6	6	42	200	39.1	

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
 2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。
 3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表5-4 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							開廷時間に 占める被告 人質問時間 の割合(%)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える		
総数	1,104	47	141	222	232	126	171	165	28.3	
開 廷 時 間	5時間以内	191	31	72	61	25	2	-	-	36.9
	6時間以内	130	3	22	56	32	10	7	-	35.1
	7時間以内	147	3	20	44	46	16	17	1	33.0
	8時間以内	105	2	9	19	43	14	17	1	31.5
	9時間以内	93	1	5	17	28	21	16	5	30.0
	10時間以内	65	-	5	4	16	17	17	6	30.3
	11時間以内	65	-	2	6	15	8	16	18	30.5
	12時間以内	46	-	-	1	7	9	17	12	30.2
12時間を超える	262	7	6	14	20	29	64	122	23.9	

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
 2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

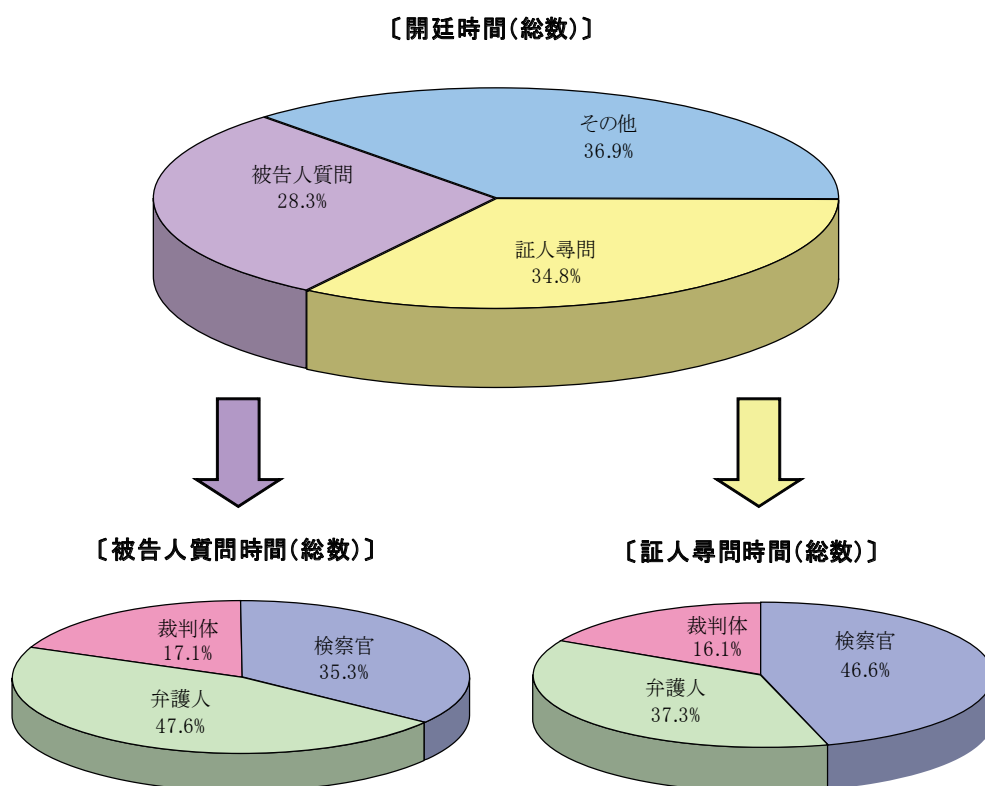
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護士及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)	うち			平均被告人質問時間(分)	うち		
			検察官	弁護士	裁判体		検察官	弁護士	裁判体
総数	617.3	214.8	100.1	80.2	34.5	174.5	61.6	83.1	29.8
自白	424.4	109.7	46.7	43.9	19.2	147.2	52.2	68.9	26.0
否認	830.0	322.1	154.7	117.3	50.1	204.6	71.9	98.8	33.9

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。
 2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



- (注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

図表56 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）

		終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		1,104	95	239	247	208	110	205
開 廷 回 数	2回以内	26	9	14	3	-	-	-
	3回	393	64	142	98	67	17	5
	4回	349	16	69	108	83	44	29
	5回	178	4	11	30	50	29	54
	6回以上	158	2	3	8	8	20	117

（注）刑事局への個別報告による件数建てであり，概数である。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人数を比較したものが，図表57である。

図表57 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人数(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	436.2	255.9	782.8	2.1	1.2	3.8
うち裁判員裁判対象事件	659.4	458.7	887.7	3.0	2.0	4.2

- （注）
- 1 刑事通常第一審事件票によるため開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。
 - 2 終局時の罪名が裁判所法26条2項2号に該当する事件のうち，有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を掲げた。
 - 3 図表55は個別報告による概数であり，本表と開廷時間が異なる場合がある。
 - 4 取調べ証人数は延べ人員で計上する場合があるため図表47とは異なる。

(5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)	
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上		
総数	579	76	302	113	45	26	17	21.4	
公 訴 事 実 の 数	1個	332	64	212	32	14	6	4	16.5
	2個	116	9	60	32	4	7	4	23.1
	3個	48	1	16	17	9	2	3	27.9
	4個	40	2	10	13	7	6	2	35.5
	5個以上	43	-	4	19	11	5	4	34.8

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表58-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

	終局 件数	取 調 べ 証 拠 数						平均取調べ 証拠数(個)	
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上		
総数	525	23	207	137	64	34	60	29.2	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	19	139	79	27	8	19	24.5
	2個	99	2	41	26	7	11	12	29.7
	3個	57	-	13	15	16	6	7	34.7
	4個	27	-	8	8	5	2	4	31.4
	5個以上	51	2	6	9	9	7	18	47.3

(注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。
2 取調べ証拠数は、延べ数である。

図表59-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	579	7	23	51	159	128	74	137	243.8	
公 訴 事 実 の 数	1個	332	6	10	31	102	68	44	71	231.0
	2個	116	-	8	12	33	26	13	24	230.9
	3個	48	-	1	3	11	13	4	16	292.5
	4個	40	1	3	4	7	10	4	11	251.6
	5個以上	43	-	1	1	6	11	9	15	316.6

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表59-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）

	終局 件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間 (分)	
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	180分 以内	240分 以内	300分 以内	301分 以上		
総数	525	1	3	8	35	52	68	358	510.8	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	-	1	6	21	28	44	191	431.3
	2個	99	1	-	1	7	11	13	66	513.2
	3個	57	-	1	-	3	7	5	41	513.2
	4個	27	-	-	-	2	4	2	19	578.3
	5個以上	51	-	1	1	2	2	4	41	920.7

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数
(自白事件)

	終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上		
総数	579	25	310	182	45	17	3.6	
公 訴 事 実 の 数	1個	332	20	189	99	19	5	3.4
	2個	116	2	70	34	6	4	3.5
	3個	48	1	21	21	3	2	3.8
	4個	40	1	15	11	10	3	4.2
	5個以上	43	1	15	17	7	3	4.0

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数
(否認事件)

	終局 件数	開 廷 回 数					平均開廷 回数(回)	
		2回以下	3回	4回	5回	6回以上		
総数	525	1	83	167	133	141	5.3	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	-	56	102	75	58	4.7
	2個	99	-	17	30	22	30	5.3
	3個	57	-	4	19	18	16	5.4
	4個	27	-	2	7	8	10	5.9
	5個以上	51	1	4	9	10	27	8.5

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表61-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間
(自白事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上		
総数	579	267	93	67	40	29	83	424.4	
公 訴 事 実 の 数	1個	332	173	55	41	19	14	30	385.5
	2個	116	62	16	9	7	5	17	415.4
	3個	48	13	11	6	4	3	11	506.8
	4個	40	14	4	7	3	1	11	516.8
	5個以上	43	5	7	4	7	6	14	570.5

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

図表61-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間
(否認事件)

	終局 件数	開 廷 時 間						平均開廷 時間(分)	
		360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上		
総数	525	54	54	38	53	36	290	830.0	
公 訴 事 実 の 数	1個	291	36	35	24	34	20	142	682.7
	2個	99	11	11	7	10	9	51	847.4
	3個	57	3	4	5	5	1	39	860.0
	4個	27	1	1	2	2	2	19	1030.2
	5個以上	51	3	3	-	2	4	39	1497.5

(注) 終局件数は、刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員12人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判官のみの合議体」という。）は12個（うち自白8個、否認4個）、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたもの（以下「裁判員を含む合議体」という。）は0個であった^{*12}。また、区分事件審判による部分判決の結果は、全て有罪であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
12	12	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）

	判決人員	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		2回以内	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,182	24	389	358	185	84	48	94	4.7
区分審理決定あり	12	-	-	-	1	-	2	9	8.8
区分審理決定なし	1,170	24	389	358	184	84	46	85	4.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

*12 区分事件審判における公判が開かれた平均合計時間は、自白が95.6分、否認が405.8分であり、平均開廷回数は、自白が2.6回、否認が4.3回であった。

図表64 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

	判決人員	開 廷 時 間							平均開廷時間(分)
		360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	960分以内	960分を超える	
総数	1,182	322	254	163	119	78	72	174	664.4
区分審理決定あり	12	1	-	-	1	-	5	5	901.1
区分審理決定なし	1,170	321	254	163	118	78	67	169	662.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。
 4 図表55は個別報告による概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、108人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

	判決人員	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等				
			うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
総数	242	422	417	106	191	275	278
殺人	79	155	154	54	88	104	101
傷害致死	46	71	68	11	22	41	51
(準)強姦致死傷	32	48	48	6	22	37	38
強盗致傷	23	32	32	4	7	24	18
(準)強制わいせつ致死傷	22	33	33	8	11	21	20
危険運転致死	17	40	40	14	21	18	25
強盗致死(強盗殺人)	10	22	21	4	10	14	11
強盗強姦	6	8	8	-	1	6	5
集団(準)強姦致死傷	3	3	3	-	-	3	3
現住建造物等放火	1	2	2	-	2	-	2
(準)強姦	1	4	4	2	4	4	1
傷害	1	3	3	3	3	3	3
営利拐取等	1	1	1	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員(判決人員は実人員)である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

3 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。